



1 事業活動



信頼こそ、挑戦の基盤

私たちは、事業活動を通じて挑戦し続けます。
ただし、その挑戦は、人々からの信頼なくしては成り立ちません。
役員・従業員一人ひとりが、高い倫理観を持ち、
公正に活動することを通して、信頼を築きあげます。

1-1 | 安全と品質



TELグループの事業活動
(半導体製造装置およびフラットパネル
ディスプレイ製造装置の開発、製造、
輸送、設置、製品の保守)において
安全を促進し、お客さまの期待に応える
高品質な製品とサービスを提供します。

- 法令・規制上の要求を遵守するとともに、安全および品質マネジメントシステムおよびそのプロセスを厳格に適用します。
- 事業活動が安全におこなわれるよう、効果的で予防的なプロセスまたは適切な是正措置を講じ、高品質な製品とサービスを供給します。



TELグループ安全方針は、次のWebサイトを参照してください。
<https://www.tel.co.jp/csr/safety/safety-management/>



TELグループ品質方針は、次のWebサイトを参照してください。
<https://www.tel.co.jp/csr/quality/quality-management/>

1-2 | お取引先さまの選定・取引



客観的な基準に基づいて調達先などの
お取引先さまを選定します。

また、お取引先さまが法令および
TELグループの企業倫理を
遵守していることを確認します。

- 品質・技術・価格・納期・コンプライアンス遵守等の客観的基準に基づいてお取引先さまを選定します。
- 事業活動をおこなうグローバルサプライチェーンの一部として、サプライチェーンが業界に与える環境的、社会的、倫理的影響を考慮します。
- お取引先さまが、法令（贈賄および腐敗行為防止、公正な競争、強制労働、債務労働、児童労働、奴隷労働の禁止を含みます。）を遵守し、かつTELグループの企業倫理を尊重することを求めます。そのために、私たちはより一層、お取引先さまに対して模範となる行動を心がけることにより、強固な信頼関係を築きます。
- 児童労働もしくは奴隷労働の利用または人権侵害によって違法に入手された紛争鉱物を含む原材料は受け入れません。



TELグループ調達方針および調達方針附則文書については、次のWebサイトを参照してください。

<https://www.tel.co.jp/csr/procurement/procurement-management/>

1-3 | 輸出入



製品と技術の輸出入に関する
すべての法令および社内規程を
遵守します。

- TELグループが事業活動をおこなっているいかなる国・地域においても、輸出入（再輸出を含みます。）に適用される法令、ライセンス要件、禁輸措置および国際的な関係当局によるその他の制限を遵守します。
- TELグループの製品・技術を輸出入する際は、該当する国・地域の輸出入要件に従い、輸出入の対象となる製品・技術およびその他の関連する品目について、正確、真実かつ完全な情報を税関および関係当局に提供します。

- TELグループが事業活動をおこなっている多くの国・地域では、製品や技術の輸出入を規制するさまざまな法令が制定されています。例えば、米国においては、米国製の特定の製品（特定のサービス、技術、データおよびソフトウェアを含みます。）を米国外の地域から別の仕向地に再輸出することも規制しています。
- 一般的に、多くの国では、特に輸出の場合、輸出分類、その対象となる製品・技術の内容、最終仕向地、エンドユーザーおよび最終用途の確認が法令で求められています。

- 貿易制限 (制裁対象リスト、禁輸措置、取引禁止リスト) により、特定の法人、場合によっては対象国全体との取引が制限または禁止されることがあります。TELグループでは、取引をおこなう当事者のスクリーニング (取引審査) を実施します。

1-4 | 公正かつ自由な競争



公正、自由かつ競争力のある
市場で事業を展開することを
追求します。

- 事業活動をおこなう市場における競争法を遵守し、違法な反競争的活動はおこないません。

- TELグループが事業活動をおこなう市場における競争法には、米国や欧州のものを含め域外適用されるものがあります。
- 競争法当局による調査により、非常に高額な罰金と費用が発生し、会社の評判が損なわれる可能性があります。また、刑事罰を科されたり、民事上の賠償責任を負うこともあります。
- 常に違法とされる行為の例は、次のとおりです。
 - ▶ 自己と競争関係にある他の事業者（以下「競合他社」とします。）と次のいずれかに関して合意または共同行為をすること。
 - ・ 価格または価格構成要素、取引条件
 - ・ 製品または地域の割当てまたは共有
 - ・ お客さままたはお取引先さまとの取引拒絶
 - ・ 生産、販売、在庫または研究開発の制限

- ▶ 一般に競争法に抵触する不公正もしくは虚偽の取引または取引方法を用いること。
 - ・ 誤解を招く広告をおこなうこと。
 - ・ 競合他社の製品に対する評価を低下させること。
 - ・ 競合他社に対して嫌がらせをおこなうこと。
 - ・ 営業秘密またはその他の機密情報を窃取すること。
- 多くの国で違法とみなされ、高額な罰金を支払う可能性のある行為の例は、次のとおりです。
 - ▶ 支配的企業が市場をコントロールしようとする行動をとること。
 - ・ 製品の抱き合わせ販売や別々の製品との抱き合わせを要求すること。
 - ・ ディーラー、ディストリビューターまたはお取引先さまと不当に取引を終了すること。
 - ・ 不当に差別的対価を設定すること。
 - ・ コストを下回って販売すること（略奪価格）。
 - ・ 過度に限定的な排他的条件による取引を強要すること。

1-5 | 贈収賄および 腐敗行為



いかなる状況であっても、
場所や理由を問わず、
誰に対しても賄賂を提供しません。

- 適用される腐敗行為防止に関する法令を遵守し、賄賂を申し入れたり、提供したり、会社に代わって他人に賄賂を提供することを許可するようなことは決しておこないません。
- 現地の法令で許され、またはそれが社会慣習として許容されているとしても、ファシリテーションペイメント*は支払いません。
- 贈答品、食事、旅行またはその他接待を授受するときは、社内規程を遵守します。
- 適切な確認をおこなった後、誠実に取引をおこなうことが判明したビジネスパートナーと取引をおこないます。TELグループが関与する第三者が不正または違法行為をおこなった場合、TELグループは法令違反やレピュテーションリスクにさらされます。

- 贈収賄は、企業、政府当局、公務員その他の政府職員による優遇措置と引き換えに、または、その職務に関連して、価値のあるものまたは金銭的もしくはその他の利益を許可したり、申し入れたり、懇願したり、贈ったり、受領したり、受け入れるときに発生します。また、例えば、中国など、民間企業の職員に対する贈賄を規制している国もありますので留意が必要です。相手方がそれらの近親者であっても違法行為となります。
- 贈収賄は通常現金を授受する方法をとりますが、交際接待（例えば、飲食、スポーツイベントやショーへの参加など）、ギフト、会社施設への訪問に関連するツアー、旅行への招待（例えば、正当な目的を欠いた研修旅行）、健康管理サービス、雇用（公務員の親類の雇用を含む）、性的サービスなども含みます。また、寄付やスポンサーシップを装った支払も賄賂となる可能性があります。
- ほとんどの国では、贈収賄および腐敗行為を禁止する法令による規制・取締りを強化しています。これらの法令の多くは、不正行為が自国外でおこなわれ、または他国の市民によっておこなわれたとしても適用されます（域外適用）。例えば、UKBA（英国贈収賄防止法）、FCPA（米国連邦海外腐敗行為防止法）が挙げられます。
- これらの法令に違反すると、個人に対しても実刑や罰金を含む刑事上および民事上の責任が生じる可能性があります。
- 会社は、すべての役員、また必要に応じて、従業員、ビジネスパートナーに対して腐敗行為防止に関する研修を定期的の実施します。

*ファシリテーションペイメントとは、公的書類（免許、営業許可、ビザなど）の手続処理といった行政サービスを円滑化するための公務員に対する少額の支払を意味します。

1-6 | 利益相反



会社の利益を最優先し、公正かつ客観的な決定をおこないます。

また、個人の利益を会社の利益よりも優先させる行為はおこないません。

- 私たちには、職務に相反する、または相反するよう見える活動をおこなわない責務があります。利益相反行為の外観を呈していたり、またはそのように受け取られたりするだけでも、会社を危険にさらす可能性があります。
- 個人的な利得や便宜を受けて、会社の利益の最大化を阻害するようなことがあってはなりません。例えば、次の行為には注意してください。
 - ▶ お取引先さまから個人的に特別なはからいを受けること。
 - ▶ 別の会社や団体の役員（取締役等）または従業員を兼務すること。
 - ▶ 親類や友人が経営または所有している会社と取引すること。
 - ▶ 現在もしくは将来のお客さま、お取引先さままたは競合他社に正当な理由のない経済的利益をもたらすこと、または不適切な個人的便益や贈答品を受け取ること。
 - ▶ 自らの職務として、親類などの私的な関係がある者の職務遂行または報酬を管理監督すること。
 - ▶ 直接、間接を問わず、会社と競合する活動に従事すること。
 - ▶ 製品やサービスの提供において、会社の元役員、元従業員またはこれらの近親者が関与する取引に携わること。

- 個人的な関係性や活動が、業務遂行や会社に対する義務に影響を与える可能性がある場合に、利益相反が起こります。
- 実在または潜在的な利益相反を自主的かつ積極的に会社に開示することは、私たちの責務です。利益相反の開示があれば、ほとんどの場合、オープンかつ透明性のある議論を通じて問題を解消できます。

1-7 | 政治的活動と寄付



直接、間接を問わず、
会社の財産・資産を使用して、
政党または候補者を含む
政治家を支持したり、
政治献金をおこないません。

- 適用されるすべての政治資金に関する法令を遵守します。
- TELグループは、政党または候補者を含む政治家を支持したり、政治献金をおこないません*が、個人的な立場かつ業務時間外の活動まで禁止するものではありません。
- 具体的には、次のことを心がけてください。
 - ▶ 政党を支持したり、寄付したりすることが、明らかに個人的なものであって、TELグループと関連しているという印象を与えないこと。
 - ▶ 個人的に政治的支援をしたり、寄付したりすることが、職務遂行におけるパフォーマンスや客観性に影響を与えないこと。

*政党または候補者を含む政治家を支持するための、出資、現物給付、贈答、支援および会社資源の使用を意味します。

1-8 | マネーロンダリング



マネーロンダリング(資金洗浄)は、
犯罪行為です。

TELグループは、犯罪活動の収益を
一切受け取りません。

また、「反社会的勢力」と一切関係を
持ちません。

■ 適用されるすべてのマネーロンダリング防止に関する法令
を遵守します。

■ 次のようなマネーロンダリングの兆候に注意しましょう。

▶ お取引先さまからの要求

- ・ お取引先さまの名義と異なる第三者名義の銀行口座に
振り込むこと、またはお取引先さまが事業活動をおこなう
国・地域外で資金を払い込むこと。
- ・ 通常の取引慣行以外の形式で支払うこと。
- ・ 複数の銀行口座に分割して振り込むこと。
- ・ 契約金額を超えて支払うこと。

▶ TELグループに対するお客さまからの支払

- ・ 複数の銀行口座から、または外国の顧客でないのに
海外の銀行口座から振り込まれること。
- ・ 通常小切手または電子的方法により支払われるところ、
現金で支払を受けること。
- ・ お客さま以外の第三者から支払を受けること。
- ・ 通常の取引慣行上、前払はおこなわないところ、
前払とすること。

- ▶ ペーパーカンパニーや私書箱を利用する取引をおこなうこと。
- TELグループは反社会的勢力とは一切取引しません。また、そのような組織からの不適切な要求は断固拒否し、いかなる理由があっても資金提供や便宜を図る行為はおこないません。
- TELグループは、潜在的なマネーロンダリングのリスクを適切に評価するため、必要な場合には、お客さまおよびビジネスパートナーに対して確認をおこないます。

- マネーロンダリングまたは反社会的勢力との取引が疑われる場合は、直ちに法務またはコンプライアンス部門に相談してください。

 マネーロンダリングとは、犯罪行為によって得た不正な収益から、送金等によって出所を隠し（洗い流し）、正当な手段で得た収益に見せかけることをいいます。

 反社会的勢力とは、日本社会において、社会秩序や市民社会の安全を害したり、暴力や脅迫、詐欺行為による不当な要求から経済的利益を得たりすることを生業とする集団やその他の人々を意味します。これらの勢力は、多くの場合、利益を得る意図を隠しています。例えば、一般的な取引や組織を装い、寄付を募ったり、商取引をおこなうよう求めたりします。注文していない本や雑誌を勝手に送りつけ、その代金の支払や購読を要求することもあります。